

## 定期巡回サービスにおけるシステム導入業務に係る損害賠償請求事件の判決の概要について

### 【事案の概要（市の主張）】

平成26年度当時、保健福祉部長であった元職員は、部下職員に対し、本件システム導入業務が完了しておらず、成果物の納品がないにもかかわらず、これが完了している旨の虚偽の説明をして、事業者に対して業務委託料1566万円を支払うよう指示した。〔元職員の不法行為〕

その結果、市は、平成26年12月26日、事業者に対し、支払う必要のない業務委託料1566万円を支払った。〔市の損害〕

市は、令和3年1月22日に上記事情を把握したことから、同年3月、元職員に対し、損害額1566万円及び弁護士費用相当額156万6000円（損害額の10%相当額）の合計1722万6000円の支払などを求めて訴訟を提起した。

さいたま地裁に  
おいて訴訟手続

#### 争点

- 1 元職員の不法行為の有無（成果物の納品の有無）
- 2 市の損害額
- 3 市の損害賠償請求権の時効消滅
- 4 過失相殺の可否（市側の過失の有無）

### 【判決主文（裁判所の判断）】（令和7年5月30日判決言渡）

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用（補助参加※によって生じた費用を含む。）は原告の負担とする。

※訴訟の途中から事業者が元職員を補助するために補助参加人として訴訟に参加。

## 【判決理由（裁判所が判決主文の判断に至った理由）の概要】

争点Ⅰ 元職員の不法行為の有無（成果物の納品の有無）について

- 仕様書案及び契約書の記載内容から、事業者が請け負った業務の内容は本件システムの開発業務のみであると認められる。
- 証拠から認定できる以下の事実から、事業者は平成25年7月頃までに本件システム開発の依頼を受け、平成26年6月頃までに本件システム開発を完了して成果物を納品したと認められる。
  - ・ 事業者が平成25年7月に元職員に対して本件システムに関する企画提案書をメールで送信したこと
  - ・ 事業者が平成25年7月から平成26年1月までの間に下請業者に対して本件システム開発を依頼して合計1087万8000円を支払っていること
  - ・ 事業者が平成25年8月と12月に本件システムのユーザーとなる見込みの介護事業所の職員と意見交換を行っていること
  - ・ 平成26年6月26日付けの長寿あんしん課の受付印のある完了納品書（事業者作成、和光市宛）が存在すること
  - ・ 成果物と同内容のものとされるCD-Rが存在し、当該CD-Rに本件システムのシステム設計書ファイル等と考えられるものが保存されていること
- 市の主張する以下の事実は上記の認定を覆すものではない。
  - ・ 平成26年12月まで本件システムに係る予算措置が講じられていないこと  
⇒ 市の手続上の問題があっても成果物は納品済みである。
  - ・ 令和4年5月の市の照会に対して介護事業所が本件システムに関する打合せや動作確認に立ち会ったことはない旨回答していること  
⇒ 回答した介護事業所の職員が平成25年、平成26年当時の状況をどこまで把握しているか不明である。
  - ・ 事業者と意見交換を行った介護事業所の職員が平成26年頃に本件システムの話は立ち消えたと思っていた旨の陳述書を提出していること  
⇒ 平成26年頃に本件システム開発は完了し、その後、導入・運用が事実上中止となったことから、話が立ち消えたと思ったとしても矛盾しない。

以上から、争点Ⅰに関し、元職員の不法行為が認められない（成果物の納品が認められる）ため、他の争点を検討するまでもなく、原告（市）の請求は認められない。